二　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

39　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］

40　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］

41　法別表第五第九号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

42～48　［略］

49　法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

50～53　［略］

54　法別表第五第十号の十三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

55　［略］

56　法別表第五第十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　家畜改良増殖法第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

57　［略］

58　［略］

59　法別表第五第十三号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

60　［略］

61　［略］

62　法別表第五第十五号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　採石法第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

37　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］

38　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］

39　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］

40～46　［同上］

47　［同上］
［一・二　同上］
［新設］

48～51　［同上］
［新設］

52　［同上］
［新設］

53　［同上］

54　［同上］
［新設］

55　［同上］

56　［同上］
［新設］